

油川市民センター基本使用料（令和元年10月1日～）

◎貸室の使用料

使用場所等		時間貸し使用料（1時間につき）			通し貸し使用料			
		9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
		円	円	円	円	円	円	
会議室		340	320	500	2,280	3,280	4,290	
和風学習室（A）		500	500	760	3,550	5,070	6,580	
和風学習室（B）		300	290	420	2,030	2,830	3,710	
調理実習室		1,150	1,150	1,700	7,990	11,330	14,750	
創作陶芸室		640	640	930	4,440	6,260	8,150	
研修講習室		600	580	890	4,060	5,830	7,600	
創作活動室		380	380	540	2,660	3,700	4,840	
視聴覚室		600	580	890	4,060	5,830	7,600	
多目的ホール	貸切使用	スポーツに使用する場合	540	530	800	3,790	5,350	6,990
		スポーツ以外に使用する場合	1,400	1,400	2,070	9,770	13,870	18,050
	個人使用（1人につき）	小学生	20					
		中学生	40					
高校生		70						
一般（大学生を含む。）	100							
フィットネスルーム	貸切使用	340	320	500	2,280	3,280	4,290	
	個人使用（1人につき）	小学生	20					
		中学生	40					
		高校生	70					
一般（大学生を含む。）	100							
トレーニングルーム	個人使用（1人につき）	高校生	70					
		一般（大学生を含む。）	100					

《備考》

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額(以下「割増使用料」という。)とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料又は割増使用料の3割増しの額とする。
- 3 営利を目的として使用する場合(当該使用が、教育委員会規則で定める慈善活動のために行われるものである場合を除く。)の使用料は、入場料を徴収しない場合にあっては規定使用料の3倍の額とし、入場料を徴収する場合にあっては割増使用料の3倍の額とする。
- 4 創作陶芸室の焼窯を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- 5 団体とは、20人以上で構成する責任者の引率する集団をいう。
- 6 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。